

## 鳥取県就農応援交付金交付要綱

制 定 平成22年4月1日付第200900209517号  
最終改正 令和8年6月29日付第202600073538号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県就農応援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、新規就農者の経営が早期に安定し、これらの者が本県の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

### (交付金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（法人の場合にあっては、就農後3年以内の構成員で、かつ、農作業への従事が主である者とする。ただし、就農後5年を経過した者を法人の構成員に含む場合は除く。以下「間接補助事業者」という。）が鳥取県就農応援交付金事業実施要領（平成22年4月1日付第200900209517号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき行う事業（以下「間接補助事業」という。）について、本交付金の額の2分の3を乗じて得た額以上の間接補助事業に係る資金（以下「間接交付金」という。）を交付する市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。
- 2 本交付金の額は、補助事業者が間接補助事業者に交付する就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用できる交付金の額に3分の2を乗じて得た額以下とし、交付対象とする交付金の額は月額110千円を上限とする。
- 3 本交付金の交付は、間接補助事業者が就農してから最大3年間に限り、行うものとする。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本交付金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 補助事業者は、間接交付金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

|                                                   |               |           |
|---------------------------------------------------|---------------|-----------|
| 第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条 | 補助事業者等        | 間接補助事業者   |
|                                                   | 交付決定          | 間接交付の決定   |
|                                                   | 補助事業等         | 間接補助事業    |
|                                                   | 知事            | 補助事業者     |
|                                                   | 様式第2号による      | 補助事業者が定める |
|                                                   | 対象事業          | 間接補助事業    |
|                                                   | 様式第3号による      | 補助事業者が定める |
|                                                   | 補助金及び間接県費補助金等 | 間接交付金     |

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額に係るもの以外の変更とする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、本交付金の増額又は間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接交付金の支払)

第11条 補助事業者は、本交付金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接交付金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(交付金の返還等)

第12条 補助事業者は、第3条第1項の規定により本交付金を受けた間接補助事業者が、実施要領第13の規定により間接交付金を返還する義務が生じた場合は、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。この場合においては、間接補助事業者本人の死去や疾病等やむを得ない事情により経営の休止等をせざるを得ないと知事が認める場合を除き、当該間接補助事業者に対し間接交付金の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から間接交付金の返還を受けたときは、県から当該間接交付金に係る本交付金の支払を既に受けている場合にあっては、当該本交付金の額を速やかに県に返還するものとする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 28 日に施行し、平成 23 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 29 日に施行し、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 17 日に施行し、施行日以前に実施した事業についても適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 8 日から施行する。ただし、本交付金を活用する新規就農者が居住又は営農する市町村において、基盤強化法第 6 条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が策定されるまでに、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 4 条に規定する就農計画の認定を受けた者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 3 月 27 日に施行し、平成 27 年度事業から適用する。

2 第 3 条第 1 項のただし書の規定については、平成 26 年度以前に本交付金の交付を受けている者には適用しない。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 12 日（以下「施行日」という。）に施行し、施行日以前に本交付金の交付を受けた者についても適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 24 日に施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 15 日に施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日に施行し、施行日以前に実施した事業についても適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 7 日に施行し、令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則

この改正は、令和 7 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 6 月 29 日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。

様式第 1 号（第 4 条、第 1 0 条関係）

年度鳥取県就農応援交付金事業計画（実績報告）書

市町村名

- 1 現状と目標（課題を数値等も交えて具体的に記述すること）
- 2 課題解決のための対応方針
- 3 事業内容

| 対象者 | 就農日 | 就農時の<br>年齢 | 生年月日 | 実施期間     | 交付金の<br>単価 | 交付金の額 |
|-----|-----|------------|------|----------|------------|-------|
|     |     |            |      | 年 月～ 年 月 | 円× 月       |       |
|     |     |            |      | 年 月～ 年 月 | 円× 月       |       |
|     |     |            |      | 年 月～ 年 月 | 円× 月       |       |
|     |     |            |      | 年 月～ 年 月 | 円× 月       |       |
|     |     |            |      |          | 計          |       |

注 1：法人の構成員の場合は、「対象者」欄の下段に（ ）書きで法人名を記載し、法人の定款及び構成員名簿（就農日が記載されたもの。）を添付すること。

注 2：必要に応じて記入欄を追加すること。

4 経費の配分

| 区 分     | 補助事業に<br>要する(した)経費<br>(算 定 基 準 額)<br>(A)+(B) | 負 担 区 分    |            | 備 考 |
|---------|----------------------------------------------|------------|------------|-----|
|         |                                              | 県 費<br>(A) | 市町村<br>(B) |     |
| 就農応援交付金 | 円                                            | 円          | 円          |     |
| 計       |                                              |            |            |     |

5 青年等就農計画の認定及び事業実施要領に基づく事業計画の承認等の状況

| 氏 名 | 区 分     | 当 初   | 変 更<br>( 回 目 ) | 変 更<br>( 回 目 ) | 変 更<br>( 回 目 ) |
|-----|---------|-------|----------------|----------------|----------------|
|     | 青年等就農計画 | 年 月 日 | 年 月 日          | 年 月 日          | 年 月 日          |
|     | 事業計画    | 年 月 日 | 年 月 日          | 年 月 日          | 年 月 日          |
|     | 青年等就農計画 | 年 月 日 | 年 月 日          | 年 月 日          | 年 月 日          |
|     | 事業計画    | 年 月 日 | 年 月 日          | 年 月 日          | 年 月 日          |

注 1：法人の構成員の場合は、「氏名」欄の下段に（ ）書きで法人名を記載し、法人の青年等就農計画の認定日及び事業計画の承認日を記すこと。

注2：事業開始年度及び各計画に変更があった場合のみ、認定書、承認通知の写しを添付すること(事業計画書の提出時のみ。)

注3：必要に応じて記入欄を追加すること。

## 6 他補助金の活用

|  |
|--|
|  |
|--|

注：対象者が、本交付金に類似する他の補助金・交付金を活用する場合には、その補助金等の名称、その事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。（補助事業者が把握している範囲内で可。）

## 7 間接補助事業の完了(予定)年月日

年      月      日

様式第 2 号（第 4 条、第 1 0 条関係）

年度鳥取県就農応援交付金事業収支予算（決算）書

1 収入の部

| 区 分  | 本年度予算額<br>(本年度決算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比 較 増 減 |   | 備 考 |
|------|--------------------|--------------------|---------|---|-----|
|      |                    |                    | 増       | 減 |     |
| 県補助金 | 円                  | 円                  | 円       | 円 |     |
| 市町村  |                    |                    |         |   |     |
| 計    |                    |                    |         |   |     |

2 支出の部

| 区 分     | 本年度予算額<br>(本年度決算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比 較 増 減 |   | 備 考 |
|---------|--------------------|--------------------|---------|---|-----|
|         |                    |                    | 増       | 減 |     |
| 就農応援交付金 | 円                  | 円                  | 円       | 円 |     |
| 計       |                    |                    |         |   |     |

様

職 氏 名

年度鳥取県就農応援交付金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県就農応援交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の交付対象事業の内容は………とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

|          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本交付金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……とする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額等について、鳥取県就農応援交付金交付要綱（平成22年4月1日付第200900209517号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金の収受及び使用、本交付金事業の遂行等については、規則、要綱及び鳥取県就農応援交付金事業実施要領（平成22年4月1日付第200900209517号。鳥取県農林水産部長通知。）の規定に従わなければならない。